

江府町告示第 13 号

江府町間伐材搬出事業費補助金交付要綱の一部改正についてここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町間伐材搬出促進事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(交付目的)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(補助対象事業)</u></p> <p><u>第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業のうち、鳥取県間伐搬出等事業費補助金交付要綱（平成13年4月25日付林第58号鳥取県農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）に係る補助金の交付決定を受けたものとする。</u></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 町長は、<u>第2条</u>の目的を達成するため別表第2欄に掲げる者（以下「森林所有者等」という。）に対し、別表第4欄に係る経費のうち予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>2 補助の対象は、別表第4欄に係る経費のうち、同表第5欄の補助対象材積上限の範囲内とする。</p> <p>3 本補助金の額は、別表第6欄の基準により出荷、運搬等をされた材積表に別表第5欄の単価を乗じて算出された額以下とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(交付目的)</p> <p>第2条 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 町長は、<u>前条</u>の目的を達成するため、別表第1欄に掲げる者（以下「森林所有者等」という。）に対し、別表第3欄に係る経費のうち予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>2 補助の対象は、別表第3欄に係る経費のうち、同表第4欄の補助対象材積上限の範囲内とする。</p> <p>3 本補助金の額は、別表第5欄の基準により出荷、運搬等をされた材積表に別表第4欄の単価を乗じて算出された額以下とする。</p>

(交付申請の委任)

第5条 略

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、鳥取県補助金等交付規則第18条第1項の通知日から60日以内又は通知日以降の最初に到来する3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 略

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、交付申請を受けた後、規則第6条により本補助金を交付すべきものと認められ併せて事業が完了し、額が確定している場合は、江府町間伐材搬出促進事業費補助金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第11条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、別表第7欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

2 略

(実績報告の時期等)

第8条 削除

(交付申請の委任)

第4条 略

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

2 略

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号により行うものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第11条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、別表第6欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

2 略

(実績報告の時期等)

第8条 規則第18条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 補助事業を完了した場合は、完了の日から20日を経過する日

(2) 補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止の承認があった日から20日を経過する日

2 規則第18条の報告書に添付すべき書類は、様式第2号によるものとする。

(補助金交付決定前の着手等)

第 9 条 削除

(雑則)

第 9 条 略

(補助金交付決定前の着手等)

第 9 条 事業の着手は、原則として、交付決定通知後に行うものとする。

(雑則)

第 10 条 略

別表

1 対象事業	2 事業主体	3 補助対象森林	4 補助対象経費	5 補助率	6 実施基準	7 重要な変更
間伐材搬出 事業	森林法（昭和26年 法律第249号）第2 条第2項に規定す る森林所有者（森 林所有者から補助 事業の委託を受け た個人事業者及び 法人も含む。）、 森林組合及び素材 生産業を営む者（日 本標準産業分類に ある「素材生産業」 を営む個人事業者 及び法人とする。）	個人及び町内に主な 拠点を有する法人が 所有する森林であっ て、森林経営計画認 定（町長認定に限る） を受けた森林。	間伐を実施し、かつ第 6欄（1）の間伐材を 同欄（2）の施設へ出 荷又は販売に要する経 費。	定額 1,000円/㎡ ただし、森林 所有者1人 あたり200㎡ を上限とす る。	事業の対象となる間伐材及び出 荷又は販売先は次のとおり。 （1）樹種：スギ、ヒノキ （2）出荷販売先：県内に所在 する次の施設 ①原木市場（ただし、価格 条件等を勘案し、やむを 得ず県外の市場へ出荷 するものも事業の対象と する。） ②木材の保管施設（港湾施 設、製材加工施設に付帯 している野積場及び複数 の山土場から木材を集積 して検寸・仕分をする施 設とする。） ③製材加工施設（チップ工 場、ベレット製造施設を 含む）	補助対象経費の 増及び30パーセ ントを超える減

様式第1号 略

別表

1 事業主体	2 補助対象森林	3 補助対象経費	4 補助率	5 実施基準	6 重要な変更
森林法（昭和26年 法律第249号）第2 条第2項に規定す る森林所有者（森 林所有者から補助 事業の委託を受け た個人事業者及び 法人も含む。）、 森林組合及び素材 生産業を営む者 （日本標準産業分 類にある「素材生 産業」を営む個人 事業者及び法人と する。）	個人及び町内に主な拠 点を有する法人が所有 する森林であって、森林 経営計画認定（町長認定 に限る）を受けた森林。	間伐を実施し、かつ第5欄 （1）の間伐材を同欄（2） の施設へ出荷又は販売に要 する経費。	定額 800円/㎡ ただし、単年 度1事業あた り200㎡を上限 とする。	事業の対象となる間伐材及び出荷又 は販売先は次のとおり。 （1）樹種：スギ、ヒノキ （2）出荷販売先：県内に所在する次 の施設 ①原木市場（ただし、価格条件等 を勘案し、やむを得ず県外の市 場へ出荷するものも事業の対 象とする。） ②木材の保管施設（港湾施設、製 材加工施設に付帯している野 積場及び複数の山土場から木 材を集積して検寸・仕分をする 施設とする。） ③製材加工施設（チップ工場、ベ レット製造施設を含む）	補助対象経費の増 及び30パーセントを える減

様式第1号 略

様式第2号 (第6条関係)

年度 間伐材搬出等事業実績及び収支決算書

1 事業の内容

(1) 間伐施行地の概要

整理 番号	森林所有者 氏名	施行地				樹種	林齢	間伐 面積 (ha)	出荷 区分	出荷又は 販売材積 (m ³)	保安林 の場合 は○を 記入	備考
		市町村	大字	字	地番							

- (注) 1 間伐面積は、少数第2位まで記載すること。
 2 出荷区分は、自力・委託の別を記載すること。
 「自力」とは、森林所有者が自ら出荷又は販売する場合、「委託」とは、森林所有者が森林組合等へ間伐材の出荷又は販売を委託する場合をいう。
 3 出荷又は販売材積は、少数第3位(未満切り捨て)まで記載すること。
 4 備考は、伐採搬出に使用した機械について、次のうち該当する番号を記載すること(複数記載可)。
 ①タワヤーダ、②ハーベスタ、③プロセッサ、④グラップルソー、⑤グラップル(ウインチの有・無)、⑥フォワーダ(グラップルの有・無)、⑦架線集材機

(2) 間伐材の出荷又は販売実績

実施時期	出荷又は販売先	出荷又は販売材積 (m ³)	備考
第1四半期 (4月～6月)			
	計		
第2四半期 (7月～9月)			
	計		
第3四半期 (10月～12月)			
	計		
第4四半期 (1月～3月)			
	計		
合計			

様式第2号 (第5条、第8条関係)

年度 間伐材搬出等事業計画書(実績)及び収支予算(精算)書

1 事業の内容

(1) 間伐施行地の概要

整理 番号	森林所有者 氏名	施行地				樹種	林齢	間伐 面積 (ha)	出荷 区分	出荷又は 販売材積 (m ³)	保安林 の場合 は○を 記入	造林補 助金等 の有・無	備考
		市町村	大字	字	地番								

- (注) 1 間伐面積は、少数第2位まで記載すること。
 2 出荷区分は、自力・委託の別を記載すること。
 「自力」とは、森林所有者が自ら出荷又は販売する場合、「委託」とは、森林所有者が森林組合等へ間伐材の出荷又は販売を委託する場合をいう。
 3 出荷又は販売材積は、少数第3位(未満切り捨て)まで記載すること。
 4 造林補助金等の有・無を記載すること。
 「有」とは、鳥取県造林事業又は鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業により間伐を実施する場合、「無」とは、それ以外の場合をいう。
 5 備考は、伐採搬出に使用した機械について、次のうち該当する番号を記載すること(複数記載可)。
 ①タワヤーダ、②ハーベスタ、③プロセッサ、④グラップルソー、⑤グラップル(ウインチの有・無)、⑥フォワーダ(グラップルの有・無)、⑦架線集材機

(2) 間伐材の搬出計画(実績)

実施時期	搬出団地 (森林経営計画認定番号)	補助対象搬出材積 (m ³)	備考
第1四半期 (4月～6月)			
	計		
第2四半期 (7月～9月)			
	計		
第3四半期 (10月～12月)			
	計		
第4四半期 (1月～3月)			
	計		
合計			

2 収支決算書

(1) 収入 (単位: 円)

区分	決算額	備考
町補助金		
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出

区分	予算額(精算額)	備考
事業費		

3 事業完了年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 委任状(様式第1号)
森林所有者から交付申請等の委任を受けた場合に作成すること。
- (2) 森林経営計画認定書の写し
- (3) 間伐施行地の位置図
原則、森林計画図とし、整理番号ごとに作成すること。
間伐施行地を赤色の境界線で図示すること。
- (4) 間伐施行地の状況写真
整理番号ごとに2枚程度添付すること。
作業の実施状況がわかるのものとすること。
- (5) 鳥取県間伐材搬出等事業費補助金に係る補助金等の額の確定通知書の写し

2 収支予算(精算)書

(1) 収入 (単位: 円)

区分	予算額(精算額)	備考
町補助金		
県補助金		
自己資金等		
計		

(2) 支出

区分	予算額(精算額)	備考
事業費		

3 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

年 月 日

4 添付書類

[第5条関係(交付申請の場合)]

- (1) 委任状(様式第1号)
森林所有者から交付申請等の委任を受けた場合に作成すること。
- (2) 鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付決定の写し。
- (3) 保安林内の間伐に係る適合通知書の写し
- (4) 森林経営計画認定書の写し

[第8条関係(実績報告の場合)]

- (1) 間伐施行地の位置図
原則、森林計画図とし、整理番号ごとに作成すること。
間伐施行地を赤色の境界線で図示すること。
- (2) 間伐施行地の状況写真
整理番号ごとに2枚程度添付すること。
作業の実施状況がわかるのものとすること。
- (3) 材積計算書(参考様式)

番 号
年 月 日

様

江府町長

年度江府町間伐材搬出促進事業費補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金の交付について、江府町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第8条及び第19条の規定により下記のとおり交付決定し併せて額を確定したので、江府町間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 江府町間伐材搬出促進事業

2 交付決定額及び確定額 金 円

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

江府町長

年度江府町間伐材搬出促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった江府町間伐材搬出促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、江府町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象となる事業は、年 月 日付で申請（以下「申請書」という。）のあった「年度江府町間伐材搬出促進事業」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、江府町間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

参考様式 削除

参考様式 略

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降着手した事業について適用する。